

## 宮崎県教員育成指標＜養護教諭等＞

ステージ	【プレステージ】 (採用前)	【ファーストステージ】 (1～5年)	【セカンドステージ】 (6～10年)	【ミドルステージ】 (11～20年)	【トップステージ】 (21年～)
資質能力	教員に求められる資質・能力について理解を深め、その基盤を身に付ける。教育に対する知見を深め、情熱や使命感を温める。	教員として必要な基礎的・基本的な能力を身に付けていく。様々な業務に積極的にチャレンジする。	教員として必要な基礎的・基本的な能力を確立する。専門性を深め、得意分野を伸ばす。	教員としての専門性を発揮し、組織のミドルリーダーとして活躍するための能力を身に付ける。自分自身のキャリアデザインを確立する。	自分自身の高い能力や専門性を発揮する。指導的教職員として、学校や地域全体の教育力のレベルアップ、人材育成に貢献する。
6-① 保健室経営力	養護教諭の役割と職務内容を理解するとともに、保健室の機能や保健室経営の意義を理解している。	保健室の機能を生かした保健室経営計画を立て、一貫性のある指導・運営を行うことができる。また、ICTを活用した業務の効率化を図ることができる。	学校教育目標や学校保健目標の具現化を図る保健室経営を、計画的・組織的に進めることができる。	保健室経営方針等を教職員や保護者に周知し、理解や協力を得て、効果的な連携ができる。	学校組織運営に積極的に関わり、学校保健の活性化を図ることができる。
6-② 保健管理力	学校保健安全法を理解し、児童生徒の実態把握の必要性を認識し、適切な保健管理について理解している。	児童生徒の発達段階ごとによく見られる、心身の疾病や健康課題を把握し対応できる。	保健情報を総合的に評価し、健康課題の解決に向けて組織的な対応ができる。	保健管理について、組織の中で指導的立場を果たすことができる。	健康課題の解決に向けて支援体制を整え、コーディネートすることができる。
6-③ 学校環境衛生管理力	学校環境衛生の意義と基準を理解している。	学校薬剤師とともに定期検査を実施することができる。また、日常点検を教職員と取り組むことができる。	学校環境衛生に関する情報を収集し、定期的点検や日常点検の結果に基づき、計画的に改善を進めることができる。	教職員や学校薬剤師等と連携し、学校環境衛生活動を円滑に進めることができる。	学校環境衛生活動を円滑に進めるために、他の教職員に対し、指導的役割を果たすことができる。
6-④ 保健教育力	学習指導要領の内容を理解し、専門性を生かした保健教育について理解している。	学級担任等と連携し、専門性を生かした保健教育を行うことができる。	児童生徒の実態に基づき、専門性を生かした保健教育の実践・評価を行い、効果的に推進することができる。	保健教育の全体計画の作成に参画し、実践評価を通してその改善を図り、より効果的に推進することができる。	保健教育について、教育課程の編成、実践、評価を通して、全体計画を作成することができる。
6-⑤ 健康相談力	学校保健安全法による健康相談の位置づけを理解している。	健康相談の基本的なプロセスを理解し、発達の段階に応じた健康相談を実施することができる。	関係機関と連携し、健康課題について適切な対応を行うことができる。	健康課題を総合的に捉え、支援体制を整備し、関係機関と連携した組織的な対応をすることができる。	健康課題について、教職員に対する指導的役割を果たすことができる。
6-⑥ 保健組織活動推進力	保健組織活動の意義を理解している。	保健組織活動の意義を理解し、企画運営に参画することができる。	保健組織活動が主体的に行われるよう、内容の工夫、改善を図ることができる。	近隣の学校と連携し、健康づくりを推進することができる。	地域における健康課題の解決に向けた健康づくりを推進することができる。

## 宮崎県教員育成指標＜栄養教諭等＞

ステージ	【プレステージ】 (採用前)	【ファーストステージ】 (1～5年)	【セカンドステージ】 (6～10年)	【ミドルステージ】 (11～20年)	【トップステージ】 (21年～)
資質能力	教員に求められる資質・能力について理解を深め、その基盤を身に付ける。教育に対する知見を深め、情熱や使命感を温める。	教員として必要な基礎的・基本的な能力を身に付けていく。様々な業務に積極的にチャレンジする。	教員として必要な基礎的・基本的な能力を確立する。専門性を深め、得意分野を伸ばす。	教員としての専門性を発揮し、組織のミドルリーダーとして活躍するための能力を身に付ける。自分自身のキャリアデザインを確立する。	自分自身の高い能力や専門性を発揮する。指導的教職員として、学校や地域全体の教育力のレベルアップ、人材育成に貢献する。
7-① 学校給食の管理力	学校給食法について理解し、食品の流通や安全性等の情報を積極的に収集している。また、伝統的な食文化や地場産物の活用等に理解を深めようとしている。	学校給食摂取基準に基づいた献立作成や、学校給食衛生管理基準に則った衛生管理を行うことができる。また、ICTを活用した業務の効率化を図ることができる。	児童生徒の実態や地域の実情をふまえた献立作成ができる。施設の現状や課題を把握し、衛生管理の充実のために評価・改善を行うとともに、学級における衛生管理等を含めた適切な指導助言を行うことができる。	学校給食の運営及び衛生管理等に関して、各学校や共同調理場、地域において指導的役割を果たすことができる。	教育活動全体における学校給食の果たす役割を理解し、教職員も含めた円滑な給食管理の運営体制を構築することができる。
7-② 食に関する指導力	食育のコーディネーターとして、学校全体で食育を推進することを理解し、児童生徒の発達の段階に応じた食育について考えている。	食に関する指導の全体計画を理解し、教職員と連携した指導を実践することができる。また、学校・家庭・地域の連携を意識した食育を実践することができる。	食に関する指導の全体計画の立案において中心的役割を果たし、食育を推進することができる。児童生徒の発達の段階を考慮し、課題解決のための食に関する指導を提案できる。また、教職員と連携し、個別的な相談指導に関与することができる。	給食の年間計画と教科等を関連づけた食に関する指導を実践し、実践後は評価・分析を行い、改善につなげることができる。近隣の学校等と連携し、食育を推進することができる。また、専門知識に基づき個別的な相談指導に中心となって取り組むことができる。	自らの実践を広く情報発信し、後進の育成に生かすことができる。学校や地域における食育の推進に関して指導助言を行うことができる。